

傷病者の意思に沿った 救急現場における心肺蘇生

1 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生（概要）

（1）概念及び背景

○近年、救急隊が心肺停止の傷病者の心肺蘇生を望んでいないと言われる事案の対応について、多くの消防本部で課題として認識されている。

（2）これまでの取組み状況

消防庁の救急業務に関するあり方検討会における検討

○平成30年度に検討部会設置 → 令和元年7月に報告書としてとりまとめ

「平成30年度救急業務あり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について（通知）
（令和元年11月8日、消防救205号）

★報告書の要点

①基本的な認識

- ・救急隊は救命を役割とし、心肺停止状態の傷病者については速やかに心肺蘇生を実施することを基本に活動している。
- ・一方で厚生労働省は、平成30年3月、ACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）の考え方を「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に盛り込むなど、本人の意思を尊重しながら、医療・介護従事者、家族等も参加して、生き方・逝き方を探る努力がなされている。
- ・救急現場等においても、時間的情報的な制約がある中ではあるが、医療・ケアチームとの十分な話し合いを踏まえた本人の生き方・逝き方は、尊重されていくものと考えられる。

②現場での対応等

- ・救急現場等では、救急要請に至る経緯や、傷病者が心肺停止になった経過、傷病者と心肺蘇生の中止等について話し合った関係者の範囲、傷病者の意思等を記した書面の有無、書面がある場合には署名の有無など、千差万別な状況である。
- ・加えて、救急現場等は緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間的情報的な制約がある。

③今後の方向性

- ・実態調査の結果、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案の実態が必ずしも十分に明らかになったとは言えないところであり、今後、事案の実態を更に明らかにしていくとともに、各地域での検証を通じた、事案の集積による、救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると考えられる。
- ・患者本人や家族等がどのような最後を迎えたいか考え、かかりつけ医等を要とする医療従事者、介護従事者とも話し合い、準備を進める、ACPに取り組んでいくことが重要である。

★今後、消防機関に求められること

地域包括ケアシステムや
ACPに関する議論の場への参画

救急隊の対応の検討等

- ①在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、メディカルコントロール協議会等における十分な議論
- ②具体的な対応件数の集計及びメディカルコントロール協議会における事後検証の検討

★消防庁からのお願い

心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数の調査

対応の手順等を定めた場合の消防庁への情報提供

調査対象期間 平成31年1月1日～令和2年12月31日
平成30年12月10日付け事務連絡により依頼

2 「心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数の調査」結果

(1) 調査概要

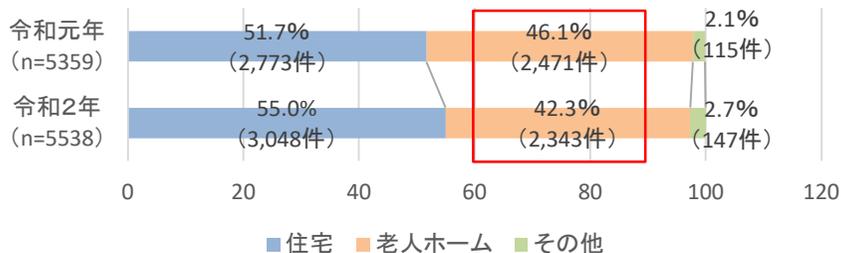
- 調査対象 全国の消防本部
- 報告対象調査期間 平成31年1月1日～令和2年12月31日

(2) 調査結果

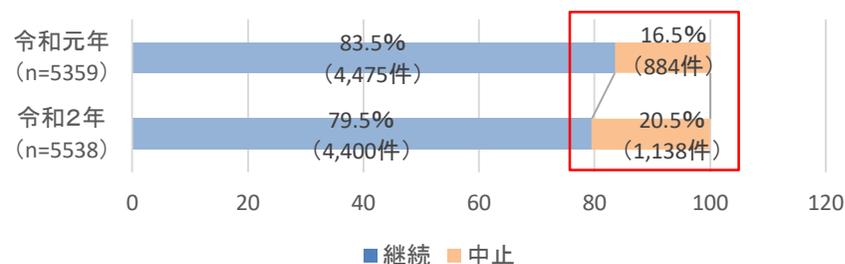
◎心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数 5,538件(令和2年)、5,359件(令和元年)

- 発生場所別でみると、老人ホームでの事案発生が減少している。
- 心肺蘇生の継続または中止でみると、中止している事案が増加している。
- 救急搬送の有無でみると、不搬送としている事案が増加している。
- かかりつけ医への連絡の有無でみると、連絡がとれた事案が増加している。

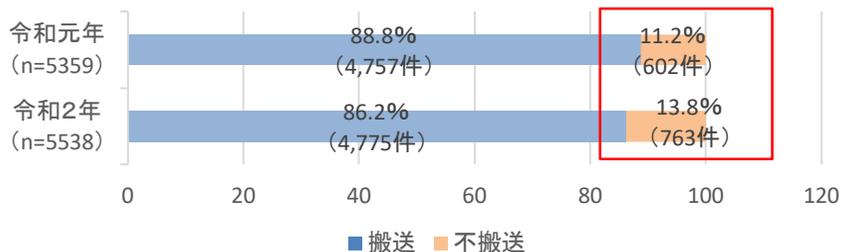
①発生場所



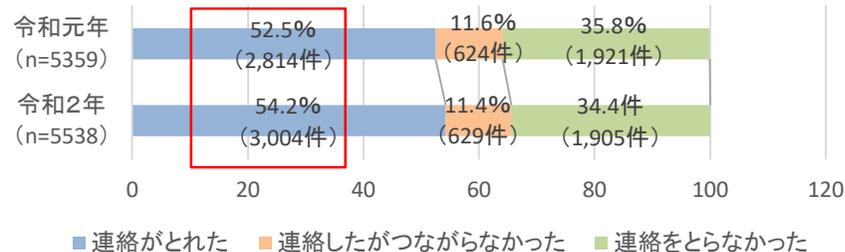
②心肺蘇生の継続または中止



③救急搬送の有無



④かかりつけ医への連絡の有無



3 「救急業務体制の整備・充実に関する調査」結果

(1) 調査概要

○調査対象 全国の消防本部

○調査基準日 毎年8月1日

※救急業務体制の整備・充実に関する調査のうち、傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生に係る質問項目を抜粋

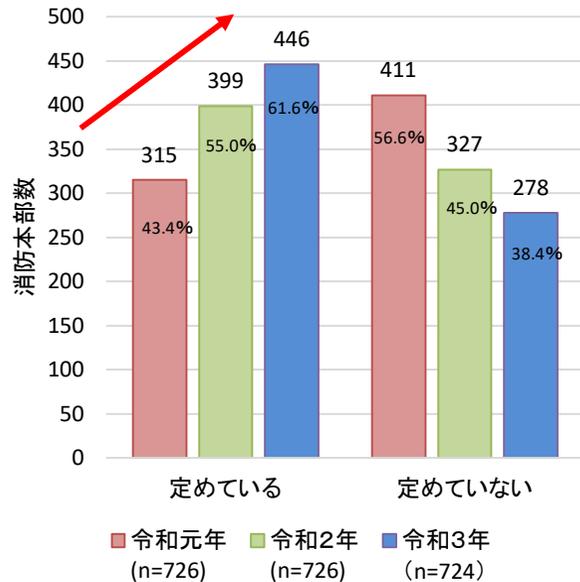
(2) 調査結果

○対応方針を定めている消防本部は2年間で131本部増加している。

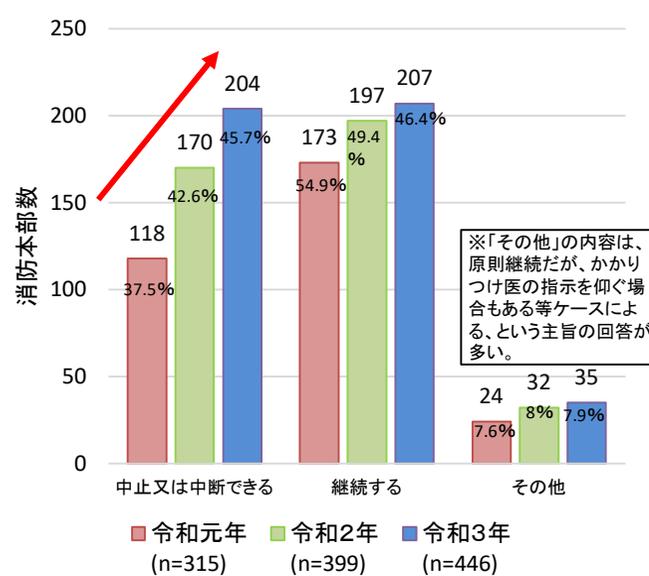
○定めている対応方針の内容が「心肺蘇生を中止又は中断できる」としている消防本部が2年間で86本部増加している。

○対応方針の策定を「県または地域MC協議会」で行った消防本部は2年間で88本部増加している。

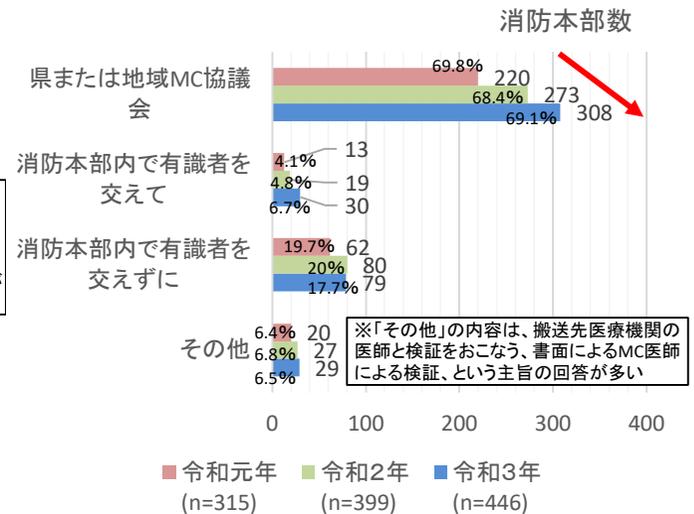
①対応方針を定めているか？



②対応方針の内容について



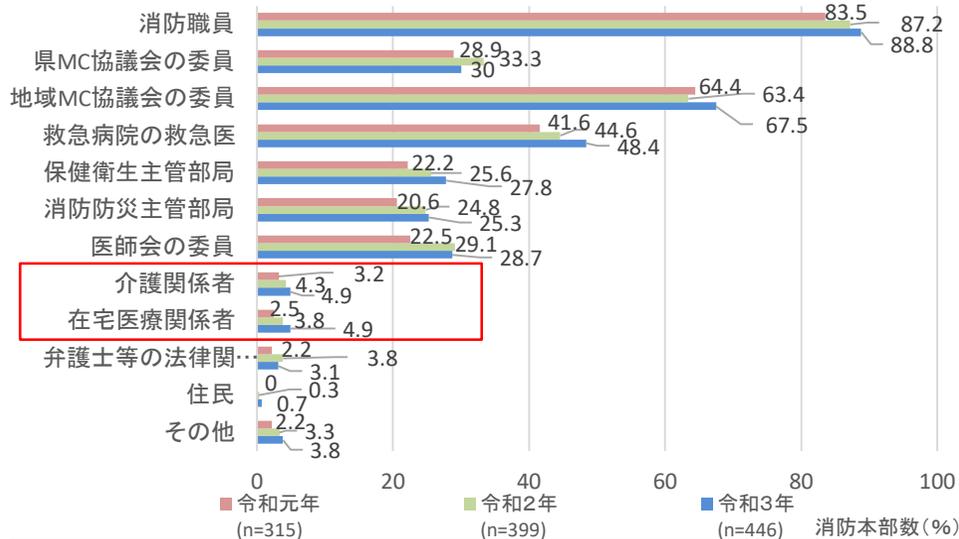
③策定の検討が行なわれた場



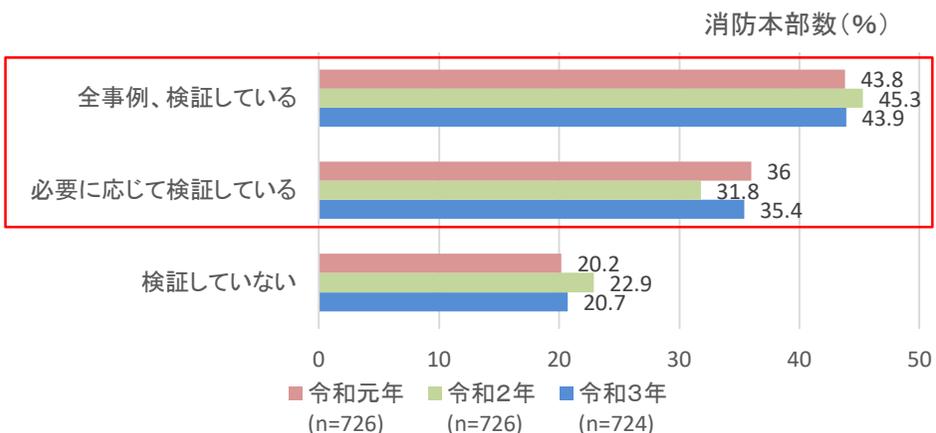
(2) 調査結果(続き)

- 介護関係者、在宅医療関係者が対応方針策定の場に参加している割合が徐々に増加しているものの、水準は低い。
- 対応方針を定めていない消防本部が「策定に向けて検討中」としている割合は増加している。
- 約8割の消防本部が心肺蘇生を望まない傷病者に係る事案の事後検証を行っている。
- 事後検証を行う場合は、7割以上が「都道府県または地域MC協議会」である。

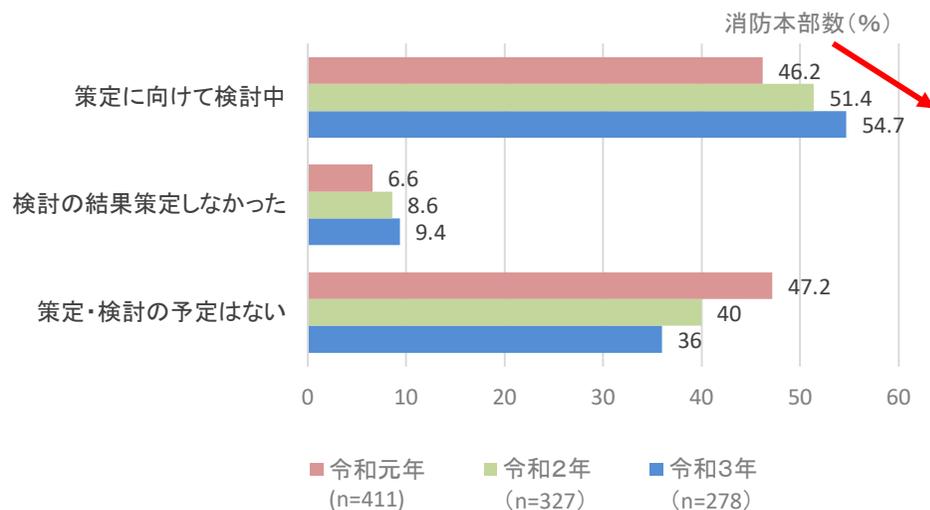
④「定めている」消防本部について 対応方針策定の場に参加したのはどのような職種か？(複数回答)



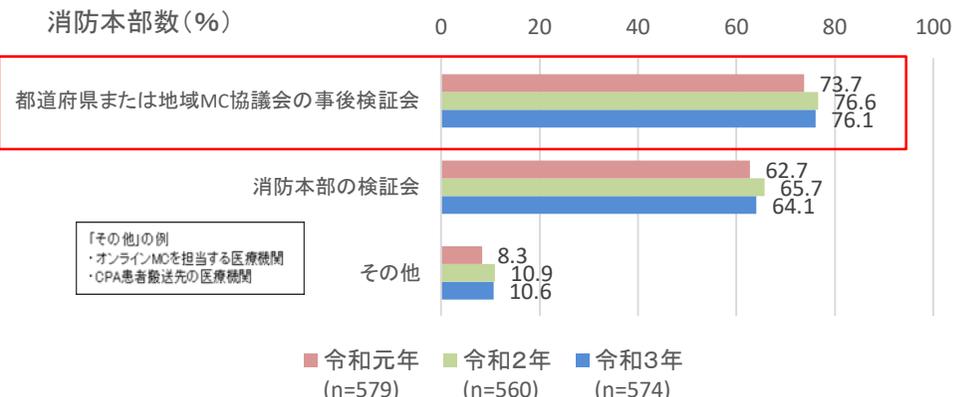
⑥心肺蘇生を望まない傷病者に係る事案を事後検証の対象としているか？



⑤「定めていない」消防本部について 方針策定の予定はあるか？



⑦事後検証を「全事例行っている」「必要に応じて行っている」消防本部について 事後検証を行う場(複数回答)



4 ACP・地域包括ケアへの消防機関の参加状況に係る調査結果

調査結果

※「救急業務体制の整備・充実に関する調査」をもとに作成

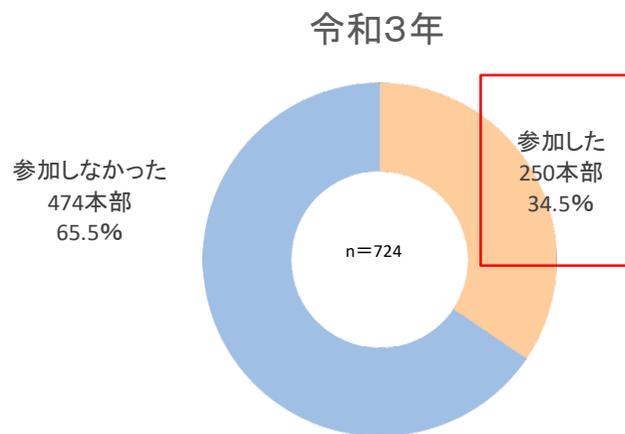
○ACP・地域包括ケアへの議論の場に参加した消防本部は約35%

○そのうち、心肺蘇生を望まない傷病者に係る事案について議論されていたのは約半数

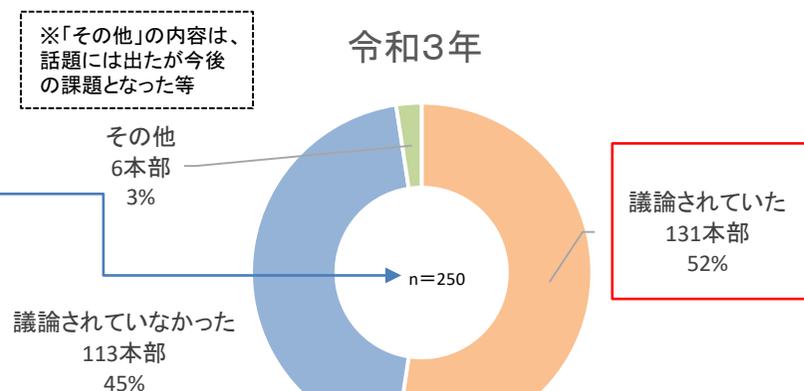
※(参考)ACP(Advance Care Planning・愛称:人生会議)とは

・人生の最終段階の治療、療養について、患者家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスであり、平成30年に厚生労働省が作成したガイドラインに盛り込まれた。

①ACP・地域包括ケアへの議論の場に参加したか？



④消防本部が参加した議論の場で、心肺蘇生を望まない傷病者に係る事案について議論されたか？



5 対応方針

① プロトコルについて

▶ 消防本部における心肺蘇生を望まない傷病者への対応方針は、以下の2パターンに分類できる。

令和2年度救急業務のあり方に関する検討会
(第2回)資料から抜粋

【中止】

家族等から傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示が伝えられた場合、かかりつけ医等の医師から指示を受けるなど、一定の条件のもとに、心肺蘇生を実施しない、又は中断する

【継続】

家族等から傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示が伝えられても、心肺蘇生を実施しながら医療機関に搬送する

② ヒアリングについて

○上記2パターンについて、地域における進んだ取組の可視化のため、一定のプロセスを経て方針を策定している消防本部を抽出し、ヒアリングを行う。

○ヒアリング結果をふまえ、事例のポイント等を取りまとめる。

「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について(通知)(消防救第205号)より

今後、救急隊に求められること

○地域包括ケアやACPIに関する議論の場への参画

○救急隊の対応の検討等について

①在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、メディカルコントロール協議会等における十分な議論

②具体的な対応件数の集計及びメディカルコントロール協議会における事後検証の検討

進んだ取組の可視化(ヒアリング)

※ 赤字の項目は今年度新たに追加

① 「救急業務体制の整備・充実に関する調査」の調査結果をもとに、一定の条件を満たす消防本部を抽出

- ・ 対応方針を定めている(新たに策定、改正したものを含む)
- ・ 方針策定にMC協議会が関与している
- ・ 方針策定に在宅医療／介護関係者が関与している
- ・ DNAR事案を事後検証の対象としている
- ・ ACPや地域包括ケアなどの議論の場へ参画している

② 左記条件により抽出した消防本部へのヒアリングを実施

- ・ 策定の経緯の詳細 (誰が、どこで、どうやって作成したか)
- ・ 策定後の周知方法
- ・ 出典 等
- ・ ACPや地域包括ケアとの関わり